

## 本定例会に付議された議案件名

- 議案第 1 号 平成17年度宝達志水町一般会計暫定予算
- 議案第 2 号 平成17年度宝達志水町国民健康保険特別会計暫定予算
- 議案第 3 号 平成17年度宝達志水町老人保健特別会計暫定予算
- 議案第 4 号 平成17年度宝達志水町介護保険特別会計暫定予算
- 議案第 5 号 平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計暫定予算
- 議案第 6 号 平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計暫定予算
- 議案第 7 号 平成17年度宝達志水町水道事業会計暫定予算
- 議案第 8 号 平成17年度宝達志水町下水道事業会計暫定予算
- 議案第 9 号 平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計暫定予算
- 議案第10号 石川県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 議案第11号 石川県農業信用基金協会の会員となることについて

# 平成17年3月25日（金曜日）

## 出席議員

1 番	中 田 良 一	17 番	金 田 之 治
2 番	津 田 勤	18 番	安 達 市 朗
3 番	中 谷 浩 之	19 番	小 島 昌 治
4 番	岩 池 齊	20 番	小 寺 進
5 番	岡 山 信 秀	21 番	土 上 輝 男
6 番	宮 本 満	22 番	北 信 幸
7 番	川 崎 與 一	23 番	浜 谷 康 信
9 番	林 一 郎	24 番	北 橋 俊 一
10 番	岡 山 好 作	25 番	塚 本 哲 雄
11 番	宮 城 昌 保	26 番	中 橋 弘 次
12 番	守 田 幸 則	27 番	因 幡 栄 市
13 番	北 本 俊 一	28 番	近 岡 義 治
14 番	中 川 信 夫	29 番	中 村 建 治
15 番	畑 谷 正	30 番	松 田 眞 計
16 番	淺 川 治 彦		

## 欠席議員

8 番 岡 野 茂

## 説明のため議場に出席した者の職氏名

町長職務執行者	中 西 一 順
総務課長	齊 藤 喜久治
企画財政課長	米 谷 勇 喜
情報推進室長	鍛 治 一 良
住民課長兼志雄	
窓口センター長	田 中 外志治

税務課長兼押水	太田永作
窓口センター長	
環境安全課長	田村淳一
農林水産課長	北山茂夫
建設課長	中村清長
上下水道課長	上井信昭
企画財政課長補佐	松中和彦
医療福祉監兼	
	松井晃
押水クリニック院長	
教育長	田畑武正
学校教育課長	赤池礼子
生涯学習課長	山田久延
志雄病院事務局長	山本実
会計課長（収入	
役職務代理者）	山本外志男

#### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長職務執行者提出議案第1号から議案第11号上程、説明、議案に対する質疑
- 日程第5 町政一般についての質問
- 日程第6 討論
- 日程第7 採決

#### （追加日程）

- 日程第1 選挙管理委員会委員及び同補充員の選任について
- 日程第2 農業委員会委員の推薦について
- 日程第3 質疑
- 日程第4 討論
- 日程第5 採決
- 日程第6 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

午後 1 時 23 分開会

#### 開会・開議

議長（松田眞計君） ただいまから平成17年第 1 回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は29名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

#### 会議録署名議員の指名

議長（松田眞計君） それでは、日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、10番 岡山好作君、9番 林 一郎君を指名いたします。

#### 会期の決定

議長（松田眞計君） 次に、日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本定例会の会期を本日 1 日とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。よって、会期は本日 1 日とすることに決定いたしました。

#### 諸般の報告

議長（松田眞計君） 次に、日程第 3 諸般の報告を行います。

本会議の説明員の職、氏名及び諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

## 町長職務執行者提出議案の上程・説明

議長(松田眞計君) これより本日町長職務執行者から提出のありました議案第1号から議案第11号までを一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長職務執行者 中西一順君。

〔町長職務執行者 中西一順君 登壇〕

町長職務執行者(中西一順君) 本日ここに平成17年第1回宝達志水町議会定例会を招集申し上げましたところ、各位におかれましては何かと御多忙の折にもかかわらず御参会を賜り、厚くお礼を申し上げます。

提案理由の説明に入ります前に、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月1日をもって宝達志水町が発足し、先日、記念すべき初議会を招集いたしましたところ、正副議長を初め議会の組織構成が滞りなく完了しましたことはまことに喜ばしい限りであります。

さらに、議員の皆様には熱心な御審議をいただき、上程しましたすべての案件につきまして御承認をいただきまして、まことにありがとうございました。

本来ならば新年度当初予算の提出に当たりましては、その所信表明をすべきところではありますが、私は新町長が決まりますまでの町長職務執行者でありますので、新町長の権限を侵すものと考え、所信表明は控えさせていただきたいと存じます。

宝達志水町の門出は、多くの克服すべき課題を抱えております。今、本町において一番大切なことは、町民、議会、執行部の融合であり、町が一つになって新町のまちづくり計画に掲げられた事業、政策に取り組む必要があると考えております。議会での真摯な議論の中で一つ一つ確実に克服していくために、議員の皆様方の一致団結したお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

本定例会に御提案申し上げます案件は、予算9件、その他2件の計11件であります。

予算関係につきましては、平成17年度の暫定予算といたしまして、4月から6月までの3カ月分で、基本的には義務的経費あるいは経常経費を予算計上いたしております。何とぞよろしく御審議いただきますようお願いを申し上げて、ごあいさつとさせていただきます。

それでは改めまして、提案いたしました案件につき、その大要を御説明申し上げます。

議案第1号から議案第9号までの平成17年度各会計暫定予算の編成につきましては、必要最小限の行政事務を執行するために編成したものであり、新町長による6月定例会で本予算

が成立するまでのつなぎ予算的な性質を有するものであります。

基本的な内容といたしましては、3カ月間の必要な人件費や扶助費関係、施設の維持管理費などの計上が主なものであり、新規の投資的経費あるいは政策的経費につきましては原則として計上しておりませんので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、1年間の契約をするものにつきましては、実際の支払いは6月以降になりますが、その年額を計上いたしております。このため、一般会計を初めといたしまして歳入よりも歳出が大きくなっている会計が幾つかありますが、予算執行上においては資金不足となるようなことはないと思っております。万一資金不足となった場合には、一時借入金あるいは基金の繰りかえ運用で対応してまいりたいと考えております。

それでは、各会計の暫定予算について順次御説明申し上げます。

まず、議案第1号 平成17年度宝達志水町一般会計暫定予算についてであります。

暫定予算の総額は、歳入17億2,042万円、歳出20億7,404万4,000円とするものであります。

主な内容であります。歳入につきましては、4月から6月までの3カ月間において収入が見込まれる町税や交付税などを計上したものであります。

歳出につきましては、先ほども申し上げましたとおり、3カ月間に必要な人件費や扶助費関係のほか、施設の維持管理費などで年間契約を必要とするものについては年間所要額を計上するなど、主に経常的な経費を計上したものであります。

また、原則として工事請負費などの投資的、政策的経費は計上いたしておりませんが、緊急性、危険性のある改修工事や中止できない継続工事などの経費については、状況を確認した上で計上いたしております。

ただし例外として、最近多発している学校への不審者侵入に備え、すべての小中学校に防犯カメラ装置を設置する経費を計上させていただきました。

また、4月17日に開催されますさくら祭りに関しましては、新町が発足して最初の大きなイベントであり、町民の融和を図る絶好の機会と考え、新町合併記念、第20回の節目であることから盛大に実施していただきたく、通常の補助金に上乗せして計上させていただいておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

また、債務負担行為につきましては、第2表のとおりであります。

そのほか、一時借入金の最高額は暫定的に5億円としたものであります。

次に、議案第2号 平成17年度宝達志水町国民健康保険特別会計暫定予算についてであります。

歳入は2億2,321万6,000円、歳出は4億4,751万3,000円とするものであります。

歳入では、3カ月間に見込まれる国保税や療養給付に係る国庫負担金などを計上し、歳出では、保険給付費、老人保健拠出金などを計上いたしました。

次に、議案第3号 平成17年度宝達志水町老人保健特別会計暫定予算についてであります。

歳入歳出それぞれ5億116万7,000円とするものであり、3カ月間に見込まれる医療給付費をもとに、規定の割合によりまして支払基金交付金、国庫負担金、県負担金、一般会計繰入金などを計上いたしました。

次に、議案第4号 平成17年度宝達志水町介護保険特別会計暫定予算についてであります。

歳入は3億223万4,000円、歳出は3億303万5,000円とするものであります。

3カ月間に見込まれる居宅介護サービス及び施設介護サービスの給付見込み額をもとに、規定の割合によりまして支払基金交付金、国庫負担金、県負担金、一般会計繰入金を計上いたしました。

次に、議案第5号 平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計暫定予算についてであります。

歳入歳出それぞれ2,279万7,000円とするものであり、3カ月間に見込まれる施設費の見込み額をもとに、診療所費、手数料、一般会計からの繰入金を計上いたしました。

次に、議案第6号 平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計暫定予算についてであります。

歳入は932万9,000円、歳出は1億6,743万4,000円とするものであります。

歳入では、3カ月間に見込まれる下水道使用料や受益者負担金を計上し、歳出では、職員人件費や処理場の維持管理費のほか、一部工事費等を計上いたしました。

次に、議案第7号 平成17年度宝達志水町水道事業会計暫定予算についてであります。

収益的収入は5,181万5,000円、支出は4,895万2,000円、また資本的支出で1,603万5,000円を計上いたしました。

収益的収支では、3カ月間に見込まれる給水収益など営業収益に対して、原水及び浄水費並びに配給水費等の営業費用を見込んだものであります。

また、資本的支出1,603万5,000円は、老朽管布設がえに伴う舗装本復旧費を計上いたしました。

次に、議案第8号 平成17年度宝達志水町下水道事業会計暫定予算についてであります。

収益的収入は7,908万6,000円、支出は5,922万1,000円、また資本的収入で5,030万円、資

本的支出で703万5,000円を計上いたしました。

収益的収入では3カ月間に見込まれる下水道使用料及び他会計補助金、収益的支出では処理場の維持管理経費を計上し、資本的収入は借入金等であり、資本的支出は一部必要な設備工事費を計上いたしました。

次に、議案第9号 平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計暫定予算についてであります。

収益的収入で3億931万6,000円、収益的支出で3億8,216万7,000円、また資本的収支では支出で1,438万5,000円を計上いたしました。

その内容につきましては、収益的収入で3カ月間に見込まれる医業収益、一般会計からの繰入金等を計上し、収益的支出では職員人件費、材料費及び管理経費を、また資本的支出では当面必要な工事費を計上したものであります。

次に、議案第10号は石川縣市町村職員退職手当組合理約の変更についてであります。

いわゆる廃置分合及び解散に伴い、規約の変更をするものであります。

議案第11号は、石川県農業信用基金協会の会員となることについてであります。

農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号）第14条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、提出いたしました案件の説明を終わります。

慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（松田眞計君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

## 質 疑

議長（松田眞計君） ここで、議案第1号から議案第11号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

## 一般質問

議長（松田眞計君） 次に、日程第5 一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

5番 岡山信秀君。



〔 5 番 岡山信秀君 登壇 〕

5 番（岡山信秀君） それでは一般質問を行います。

3月1日、押水、志雄両町が合併し、宝達志水町が誕生。同時に両町の三役、いわゆる町長、助役、収入役が失職となり、合併協議会において新町長が決まるまでの間、職務執行者に中西前押水町長がなられ、6人のうち本会議でただ一人が出席されておるところでございますので、質問も限られるところから、合併前に中西さんで行われた点について質問をいたします。

先般、3月1日付の職員人事の内示資料が配付され、町の機構一覧の中で新設された情報推進室、環境安全課の業務内容について詳しく説明を願いたい。

また、農林水産課、建設課についてであります。この2課は常に工事現場を持つ課であり、工事施工計画を立てる上で連携が必要と思われることから、昨年の押水町合併協において、建設、農林がそれぞれ押水庁舎、志雄庁舎に分かれておることについて質問をしたところ、農林水産課を志雄庁舎とした理由については、志雄町で現在、地籍調査事業を行っているの、町民との密接な関係があり、志雄庁舎になったとの説明でございました。

今、人事の内示を見たところ、課の職員8名のうち旧押水5名、旧志雄3名の構成でございますけれども、この体制で個人の財産に係る地籍調査に支障がないのかどうか。まずこれについても質問をいたします。

また、建設課においては旧押水4名、志雄4名の8人であるが、課長、課長補佐及び主任クラスすべてが異動の対象となっており、発注した工事で3月工期のものもあると思うが、今後、完成検査等に支障がないのか。あるいは、区長さん初め町民に不便を来さないのかどうか。

両町の制度、環境の違った職員が配置されることであり、何かと戸惑うこともあるのではないかと心配するものであります。

以上、新設された2課、そして農林水産課、建設課の人事について答弁を求めます。

議長（松田眞計君） 町長職務執行者 中西一順君。

〔 町長職務執行者 中西一順君 登壇 〕

町長職務執行者（中西一順君） 岡山議員の質問にお答えをいたします。

第1点目の情報推進室あるいは環境安全課を設置したことについての詳しい説明を求めるといようなことだったと思います。

まず第1点目の情報推進室を設置する主たる目的は、電子自治体の構築であります。御案

内のとおり e - ジャパン2000という森総理のときに日本国政府の基本的な考え方は、日本のIT化を進める。政府は直接、先頭に立って、都道府県及び市町村も指揮監督しながら e - ジャパン2000を実現するという考え方でスタートいたしているものではございますけれども、現時点でも電子自治体の構築ということは大変重要な課題であるという位置づけでございますので、まずそれを目指すということが第1点目でございます。

それから、この課でいろんなことをやるわけでございますけれども、いわゆる現在既に始まっておりますけれども電子決裁を行いながらペーパーレスに移行する。既に旧町の段階からスタートいたしておりますけれども、3月1日から新町では特に予算関係は、いわゆる支出負担行為何等はすべからず電子決裁で行っている。こういうことでございまして、まさに時代の要請であるペーパーレスに資するものと、このようにも考えているところであります。

それからもう一つは、宝達志水町という町名を県内はもちろん全国的にも一日も早く知っていただきたい、こういう思いがございまして。宝達志水町からの発信も町名がわからんとどうにもなりませんということで、この町名を早く覚えていただくためのPR、いわゆる広報活動が特に必要である。

旧聞になりますけれども、押水町ができてから50年たって、まだ穴水町と間違われておりました。私は公式な場でも何回も間違われました。穴水町長、中西、こういうのがしょっちゅうありました。それほどのものでございまして、50年たってもそういう状況でございますので、こういうことではなかなか誇りも持ちにくいなど。ほかの状況もございましたけれども。

できるだけ早く宝達志水町を知ってもらいたい、覚えてもらいたい。そういう思いを込めて、いわゆる情報推進室を設置した。

加えて、広報活動、これも当然のことではございますけれども納税者に対して、タックスペイヤーに対してどういうことをするのが本来の姿か。あるいは町民のニーズは那边にあるのかということも的確に把握する。いわゆる広聴活動でございますけれども、広報広聴活動をさらに充実強化をしたい。こういう思いで情報推進室を立ち上げた、こういうことでございます。大ざっぱに言えばそういうことでございます。

それから、2つ目の環境安全課についてでございますけれども、これは申し上げるまでもないことではございますけれども、安全で安心して暮らせる快適な地域社会づくりのために大変重要なセクションであるというふうな理解のもとに、当時の中野志雄町長さんともいろん

な相談を重ねた上で、独立したセクションにしようと。また、ある方面からはそういう要請もございました。

したがいまして仕事の中身の主なものは、一言でいえば危機管理体制の確立ということではございますけれども、そのほか環境衛生の充実、いわゆるごみとかし尿の問題です。あるいは防災、消防、防犯、交通安全、たくさんございますが、そういう分野をいわゆる環境安全という一つの概念でくくって、町民の安全で安心して暮らせる快適なまちづくりに資したいというのが環境安全課を設置したゆえんといえますか、意図したところであります。

次に、農林水産課及び建設課の現業課についてお尋ねがございました。工事の施工等について心配がないのかということでもございました。

また、例えば農林水産課では地籍調査に限らず、地域的に申しあげてもちょっとぐあい悪いのかもしれませんが、旧の押水地内の圃場整備は幾つか残ってはおりますけれども、新たに着工するというようなのは実質ないように私は思っております。既に着手できるところももうすべてやった。これから工事に入るところも1カ所残っておりますけれども、あとは継続中ではございます。圃場整備事業は、旧の押水地内ではおおむね100%とはちょっと断言できませんけれども、行き着くところへは到達しているという判断ができると思います。

ところで旧の志雄地内では、まだそこまでいっていないということで、今後大きな区画にするとか、あるいは用排水の合理化を図るとかいろんな問題がございまして、やはり圃場整備事業は推進すべきものと、このように考えておりまして、この志雄庁舎に配置をしたということは今申し上げたような意味合いでございます。

それから、人がかわったら完成検査とかその他の継続的なことについて支障がないのかという御懸念でございました。

組織でやっておるわけでもございますから、いついかなるときでも人事異動すれば若干の停滞は避けられないことではありますけれども、やはり職員の資質向上のためには、できるだけ多くのセクションを体験してもらって行政に精通していただきたい、こういう思いもございます。

決して飼い殺しにしてはいけない、可能性を摘んだのではよくないということで、いろいろ前の中野町長さんとも協議をし、またそれぞれの総務課長あるいは三役、それぞれいろんな方と協議をしながら人員配置を行ったものでございまして、まさに各職員の能力、適性を考慮した上で適材適所の人事異動を行った、こういうふうにも思っておりますが、ただ合併当初でございますので、お互い相手方の職員のすべてについて精通をしているわけではござ

いませんので、その面では今後調整が必要なことがあるかもしれませんが、とりあえずは平成17年度は現在の体制でまいりたい。その後は、やってみてという言葉もちょっといいかげんでございますけれども、どうしてもこれはぐあい悪いなというようなこと等がありますれば、それはやはり調整をする必要がある、このように考えております。

常に適時適切な対応をして、いい行政をやりたい。いい行政をするためには、やっぱり職員は宝ですから、気持ちよく生きがいを感じて頑張ってもらう職員配置はぜひとも必要なことであると、このように思っておりますので、将来的に支障があれば、また微調整は決してやぶさかではない。そのことも、私が申し上げるよりも新しく町長さんに就任される方がそういう考え方を踏襲されるものと、このように理解をいたしておりますので、今これで完璧だということは断言しておるわけではありませんが、必要な調整はいつでも行う。こういう理解をしておりますので、どうかその辺も御賢察を賜りたい、このように思います。

以上です。

議長（松田眞計君） 5番 岡山信秀君。

〔5番 岡山信秀君 登壇〕

5番（岡山信秀君） 再質問を行います。

新設の課につきましては、情報課については、時代に対応すべく、あるいはきめ細かい住民サービスのために今後そういうことが求められておることから新設をされた。また環境安全課においても、町民のより安全、安心で暮らすために、そうした専門的に住民サービスのために新設したということでございますので、中西さんもきょうからあと10日間余りでこの庁舎を去られるわけでございます。ここにおいでる課長さん方、そうしたことを踏まえて今後のまた町民のために頑張っていたきたいな、このように思います。

それから、農林と建設の人事の配置のことでございますけれども、これはやはり長に与えられた権限でございますので、私も人事についてどうのと言うつもりはございません。確かに人事交流は必要なことでございますけれども、特にこうした両町が合併をして、職員の交流があるわけですから、いろいろと先ほど申し上げたように、これまで来た町の環境や制度も違ってきます。そういう中で、どうも課の異動を見てみますと、課長、それから補佐、すべてがかわっておるということになるときに、合併してなおさら混乱が起きるようなときに、こうした体制で今後、災害等が起きたときとか、そうした点について住民あるいは区長さん方に心配をかけないのか。そういうことを特に心配をするわけでございます。

特に、余談になりますけれども、先般も県の土木事務所へ行って次長さんとちょっと話し

する機会があったときに、新聞に新町の人事異動が出ておりました。土木関係の方々は特にそうした建設の人事を注目されておりまして、ああいう補佐も課長もこれまでおったような人たちがかわられて、今後、災害が起きたときなんかでも大変だなと。いわゆる今後、梅雨を迎えて大雨等で例年災害が起きております。そうした災害の発生時には、こうしなければならないとか、堤防が決壊しておればそこを何かせんならんとか、いろんな災害の状況によって、しなければならないことはわかるんだけども、いわゆる経験といいですか、そうしたものに对应して初めての職員については体が、思いは一緒なんですけれども体は動かない。そうした専門についておられる方は、そういうふうに言われておられましたので、なるほどな、やらんならんことはわかるんだけども体がついていかない。そうしたこともお聞きしまして、なおそうした点について心配をしたわけでございます。

そうしたことも踏まえて、初めての課なりなれない仕事であろうかと思えますけれども、ひとつ各関係課長さん頑張ってください、このように思います。

質問を終わります。

議長（松田眞計君） 次に、19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 私は、日本共産党を代表して一般質問を行います。

今定例会は、本来なら来年度予算を決める議会ですが、合併とそれによる町長選挙のため、6月までの補正暫定予算が計上されています。町長が4月初めまで不在であり、町長職務執行者への質問になりますので、質問も限られてきます。

そこで、中西町長職務執行者が旧押水町長時代にかかわっていた問題で、かつ今後の宝達志水町にも影響を及ぼす問題について1点だけ、ごみの収集運搬の問題についてだけただしておきたいと思えます。

まず、可燃ごみの収集運搬委託費用についてですが、一番新しい数字は平成15年度のものしか出ていませんから、平成15年度のそれと平成13年度のそれを旧押水町、旧志雄町別に教えてください。

同じように、可燃ごみの収集量についても旧町ごとに平成13年度と平成15年度を教えてください。

次に、収集運搬委託業者の選定はどのように行われているのか教えてください。

さて、以上を答えていただいた上で、旧押水町、旧志雄町のごみ収集運搬委託費は、近辺の他の市町村と比べて高いのか安いのか教えてください。そして、その理由も教えてください。

い。

最後に、中西町長職務執行者には、今後のこの問題での改善案を答弁いただきたいと思えます。

以上。

議長（松田眞計君） 町長職務執行者 中西一順君。

〔町長職務執行者 中西一順君 登壇〕

町長職務執行者（中西一順君） 小島議員の御質問にお答えをいたします。

まず、細部のことについては環境安全課長から答弁をしてもらうことにいたしたいと思えます。

私に対する主要な質問は、いわゆるごみの運搬を委託する方法について、改善といいますが、今後のことも含めてどういう考え方なのかというようなお尋ねであった、このように思えます。

もともと私自身は、そういう分野の可燃ごみなり、あるいは不燃ごみなり、あるいは資源ごみなりの収集等についての専門的知識を持ち合わせているわけではございませんが、ごく一般的に理解している程度でしかお答えはできませんけれども、基本的には私はブロック経済を志向するべきではないとは思いますが、やはりこの地域の町民が出されるごみは、やはり地域の業者の方が収集され運搬されるのが望ましいであろう、こういう考え方は持っております。もともと他の市町村の業者の方でもいいんでしょうけれども、やはり地元業者の方が、いわゆる町税の納付についても、あるいは固定資産税一つとっても同じことが言えますが、町民税の賦課徴収の視点からも、あるいは雇用の問題からしても地元業者を優先的に指名するのが私は適当だと、このように思っております。

冒頭に申し上げましたように、ブロック経済を志向しているというそういうことでは決してありませんけれども、一般的にいつてそういう考え方もあってしかるべきではないか、そういう思いもあります。

ただ、じゃ地元業者であればだれでもいいかというわけにもいきません。やはり誠意を持って収集業務あるいは運搬業務に当たっていただく人でなければなりません。

私、過日、過日というか1年もまだも前ですけども、ある場所に行ったら、ビニールの袋にジュースとかビールの缶がいっぱい山積している現場を見ました。何でこんなことしているのかといたら、きちっとアルミニウムとかスチール缶の分類だとか、あるいは簡単にゆすいで出せというのが徹底されていないものだから、人を雇ってきれいにして分類して持

っていけば高く引き取ってもらえるんだというようなことも聞きました。そういうことからしても、出す人のマナーも大事ですし、やはり誠意を持って対処する業者でなければならぬということを実感したこともございます。

したがいまして、繰り返しますけれども、やはり地元の業者が優先されるべきであろうし、また、それはそれなりの効果があるということも申し上げてもいいと思います。

ただ、余りそんなことばかり言っておってもいかんわけでございます、そうかといって毎年業者がかわるといことも設備投資なり雇用の問題なりに混乱が起きます。そういうことも考慮しながら、地元業者が安定的に仕事ができるような配慮をするのも私は必要な措置ではないかと、このように思っております。

また財務規則等においても、言葉の表現は適切ではありませんけれども、ちょっとぐらい高くてもやはり地元業者を優先すべきだと。地域振興のために、地域経済発展のためにやむを得ないんじゃないかという趣旨の財務規則改正等も行ったりいたしておりますので、考え方は今申し上げたようなことに基づくものでございます。

大変長い答弁になりましたけれども、私に対する御質問はこういうことでなかったかなというふうに思って御答弁を申し上げます。

以上です。

議長（松田眞計君） 環境安全課長 田村淳一君。

〔環境安全課長 田村淳一君 登壇〕

環境安全課長（田村淳一君） それでは、小島議員さんの御質問にお答えをいたします。

1点目の問題でございますが、可燃ごみ収集運搬委託費用は、旧押水町では平成15年度においては1,575万円余りでございます。平成13年度におきましては1,541万円余りでございました。旧志雄町におきましては、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等を一括して業務委託をしておりますために、可燃ごみの委託業務費用につきましては把握できません。ですが、旧志雄町全体のごみ収集委託費用につきましては、平成15年度では2,119万円余りでございます。平成13年度におきましては1,327万円余りであります。

2点目の可燃ごみ収集量の御質問でございますが、旧押水町では、平成15年度におきましては1,168.34トン、平成13年度におきましては1,431.61トンでございます。旧志雄町におきましては、平成15年度1,123.92トンでございます。平成13年度では1,387.02トンでございます。

3点目でございますが、入札参加条件についてということであったと思います。

地方自治法施行令第167条の5に基づき、宝達志水町に競争入札参加資格審査申請書いわゆる指名願でございますが を提出し、受理された者であることが一つ。宝達志水町廃棄物処理及び清掃に関する条例施行規則第10条により、一般廃棄物収集運搬業は町長の許可を受ける必要がございますので、許可。その2点が必要な事項でございます。

第4点目でございますが、ごみ収集運搬委託費の他市町との比較でございます。

郡市の家庭用可燃ごみの収集及び資源ごみの回収回数は、郡市内おおむね2回で同じでございます。郡市の状況は、契約における可燃物、資源ごみなどの収集委託の仕様書の内容が統一されておりません。そのために正確には把握はできません。総収集量に係る委託経費につきましてはばらつきが見られますが、ごみステーション等の地域的問題もあり、羽咋のリサイクルセンターに遠いほど経費を要するものとなっております。

収集運搬コストは各自治体により契約方法が異なることから、適正な高い安いの判断はできませんが、おおむね次のような状況がございます。郡市内の状況でございますが、ごみ収集委託契約に係るトン当たりの契約高でございますが、羽咋市は、ごみの量は平成16年度は出ておりませんので、15年度の総数量と平成16年度における契約額でございます。それを割りまして、羽咋市はトン当たり9,611円。志賀町は、資源ごみを町直営で回収をいたしておりますので、この資源ごみを抜かした部分での契約でトン当たり1万2,830円。富来町はトン当たり1万9,824円。本町は1万1,468円となっております。

以上でございます。

議長（松田眞計君） 19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 議会に資料を提出していますので、執行部と議員の皆さんにお配りください。それに基づいて質問します。

議長（松田眞計君） 質問に際して資料配付を要するとの申し出がありましたので、配付を認めます。

〔資料配付〕

19番（小島昌治君） この資料のちょっと説明します。

この資料は、内灘町から押水町まで、羽咋市まで、それぞれの町の担当者にお聞きしたり広域圏事務組合で調べた数字に基づいて、私なりに1トン当たり運搬委託費用として算出したものであります。ですから、この資料の責任は私です。

また、県内の多数のごみの収集運搬業者にも数字を見てもらい、感想もお聞きしてきまし



た。

そこで先ほど質問いたしましたら、中西町長職務執行者が、地元業者がやるのがいい、もう少し高くてもいいのではないかと。私も大賛成です。大賛成です。

ただ、最後の答弁をもっとわかりやすくするために今お配りしたんですけれども、まず資料の2つの表ありますね。2つの表の下の表を見てください。収集量比較と書かれてある表であります。各町の収集量はそれぞれであります、ごみ1トン当たりに係る収集の費用を出したのがその表であります。

これを見て明らかのように、旧押水町のごみ収集に係るトン当たりの委託費用が内灘から羽咋市までの間では飛び抜けて大きいのがおわかりになると思います。山があたり商店街があたりと非常に広い敷地を持ち、かつ1軒1軒車を立ちどまらせてごみを集める津幡町の約3倍の委託費用をごみステーション方式の旧押水町がかけています。また、押水町で委託を請け負っている同じ業者が、押水町と同じ業者が河北郡内に多く委託を受けて収集運搬を行っていることなどと比較しても、旧押水町の委託費用の異常さが目立つではありませんか。

ここで誤解のないように言いますが、公共の事業ですから津幡町や旧宇ノ気町のように安ければいいという立場はとりません。実際に本当に安い金額で収集運搬の委託でやっているというのが実態であります。しかし、他の市町と比べて2倍も3倍も運営委託費用がかかるというのはどんなものでしょうか。

実は調査途中で、可燃物以外の不燃物や容器包装物のさっきお話聞いたこともありますが、これもやはり高い。もしここを改善すれば、あしたからでも旧押水町でゴミ袋を無料で配布することができる予算が出てくるではありませんか。これをしないで、合併してもずっと旧押水町だけが高いゴミ袋を買わされるというのは、町民に対する裏切り以外の何物でもありません。

さて、早急にこの改善が求められるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（松田眞計君） 町長職務執行者 中西一順君。

〔町長職務執行者 中西一順君 登壇〕

町長職務執行者（中西一順君） 小島議員の今ほど配布いただいた資料を私初めて見るわけでございますけれども、見方にもいろいろよると思いますけれども、押水町の量がそう多くはないということ。例えば下の表の一番下、平成15年度1,168トンというのはそんなに多い方ではありません。そうしますと、割高になっているなという印象も受けます。そういう

のも一つの印象です。

それから次には、この量だけじゃなくて、いわゆる自治体の面積、そういうことにも影響を受けるのではないかなと。宇ノ気だとか七塚、高松というのは面積がそう広くないんです。だからそういう点では、効率的な収集ができるのかもかたしれません。その辺のことは、これだけではちょっとわかりませんが、いずれにしろ量が少ないということは割高であるなという感じはいたしました。

つきましては、先ほど全協のときでもちょっと申し上げましたけれども、今、平成17年度から直ちに180度転換するようなこともちょっといたしかねますので、17年度に十分審議をさせていただいた上で、改めるべきところがあれば改める、あるいは改善の余地があるところは積極的に改善を図りたい、このように思います。

何も特定な業者が特別な高い単価で請け負っているのかもちょっとわかりませんが、ほかの要素もいろいろありますので断定はできませんけれども、改善の余地があるという感じもしないでもないので、新町において積極的に改善策を検討していただく。こういうことで臨みたい、このように思います。

先ほどの全協とまた違ったことを申し上げるわけにもまいりませんので、新しい新町の町長が、職務執行者の中西はこういうことを言っておったということで終わるかもしれんけれども、それは違うぞということになれば、それもまた一つの方法でしょうし、いや基本的にはそういうこともあるだろうと。日本全体のごみの問題も考えるべきだし、厚生労働省あたりの行政指導もそういう方向に動いているんだから、今もとに戻して1市4町並みになった方がいいのか、将来を見据えて対処した方がいいのか。そういうことも新しい町長の御判断にゆだねたいなと、私自身はそう思っております。

以上です。

議長（松田眞計君） 19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） しつこいようですけれども、前回議会で、議会のあり方として、十分時間をとって審議する。その前にしっかり議案をいただくということを立ってやったんですけれども、なかなか1日の議会というふうになりましたので。信用しないわけではないんです。ちょっと決意のほどをもう一度述べていただきたいなと思っております。

実は先ほど、県内の多数のごみ運搬業者に数字を見ていただいたということを御紹介しましたけれども、県内ほとんどの業者に聞いたと思います。我が社だったら半分でやらせてい

ただ、ことができるとか、こういう業者を初めとしてほとんどの業者が信じられない高さだと言っているんです。低ければいいという問題じゃないですよ。やっぱり企業の再生産というのは大事ですから、そういうことも含めて考えていかなければならないと思います。

ただ、押水町がごみの運搬委託業者に異常な委託料を支払っているということは、私はそうだという気がするんですよ。この数字からも。やはりそこを改善するための予算というのはあるということ。お金の問題じゃないですよということ。ここをもう一度再確認したいなと思ひまして、再々質問をいたしました。

議長（松田眞計君） 町長職務執行者 中西一順君。

〔町長職務執行者 中西一順君 登壇〕

町長職務執行者（中西一順君） たびたび申し上げておりますように、大変割高だということのようでございます。内容を何とも言えませんが、精査を試みる必要もある。それはやっぱり地理上の問題、あるいは面積、量、それから運搬頻度の問題だとか時間の問題、いろいろあるわけございまして、今直ちに、ああそうですかというふうにはちょっと返答いたしかねます。回数にもよりますし、それから時間帯にもよるとか、いろんな複雑な要素が絡んでいるというふうな理解もいたしておりますし、まず十分な調査の上で、改善すべき点があればそれは積極的に改善されるべきだし、当然だと思います。町民の負担を減らすのが目的であって、ふやすことは決して目的じゃないということについては小島議員のおっしゃるとおりでございますので。私自身は、今あと幾日もないのに、わかったとかわからんとかということは無責任に答弁することはできませんけれども、もし今のこの状態が適正でないということになれば、次の新しいといひますか、新町長がまた御判断をされる。私はそのように思っております。

また、そういうことが引き継ぎ上必要であれば引き継ぎもいたしますし、あるいはそういうアドバイスが必要ならば、また必要なアドバイスを行うというつもりは十分でございます。あくまで町民本位の行政をやることは当然のことですから。

私は特別な理由が、これ見てもちょっとあるかないかはよくわかりませんが、あるとすれば改善を図るべきだと、こういう決意でおりますので御理解を賜りたいと思ひます。

議長（松田眞計君） 以上で通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

委員会付託の省略

議長（松田眞計君） お諮りいたします。議案第1号から議案第11号までの議案11件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。したがって、議案第1号から議案第11号までの議案11件は、委員会付託を省略することに決定しました。

## 討 論

議長（松田眞計君） これから議案全般にわたっての討論を行います。

討論はありませんか。

19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 私は日本共産党を代表して、本定例会に上程されました議案中、平成17年度宝達志水町一般会計暫定予算案について反対討論を行います。

その他の平成17年度暫定予算案には賛成するものであります。

平成17年度一般会計暫定予算案は、政策的な経費を極力省いた予算案であるとの説明が執行部よりなされました。しかし、これまでの支出そのものに政策的なものが入っていたならば、新たな政策的な経費をつけ加えなくても十分に政策的な予算となり得ます。そして、これまでの政策的な予算が誤りであるならば、この新町予算案において改善させていくのが我々議員の役割だと考えます。

今回上程された平成17年度一般会計暫定予算案は、私の一般質問でも明らかにしたように、ごみの収集運搬委託費用がこれまでどおり余りにも高く見積もられています。この改善をするだけで、旧押水町民が現在高いごみ袋を購入しているような体制を、旧志雄町と同じように役場からの支給という形に合わせることができるのであります。そうであるにもかかわらず、志雄・押水の合併協議会で決められたように平成17年度からのごみ袋の有料化をしないのは、行政の不作为と言われても仕方がないのではないのでしょうか。

志雄・押水の合併協議会は、負担は低い方に、サービスは高い方に合わせようとの合併協議会の会長、副会長の呼びかけで進められたものです。そして、大まかに言って建設計画を

除き、傍聴をされていてそのようになっていったと感じているものであります。

ところが合併が決まり、新町が発足してすぐに公約破りが行われていいのでしょうか。町民の合併協議会への不信と怒りが渦巻くのは確実であります。合併を進めたものが、合併そのものに泥をかぶせることがつながらないでしょうか。何のための合併だったのかと町民から追及されることは必至であります。

ごみ問題の収集運搬委託をきちっと正すことを要求し、反対討論とするものであります。

また、平成17年度介護保険特別会計補正予算案についてですが、国の予算案が一昨日、国会を通過しました。その中で介護保険制度の改悪もなされております。その中身について要約しますと、軽度要介護者の利用を制限し、介護保険上の3施設について居住費、食事費の自己負担をさせようという中身であります。

現在の介護保険制度の問題は、保険料や利用料金が重過ぎて必要なサービスが受けられず、負担が一層ふえて、施設不足も深刻で待機者が解消されないところにあるのであります。今回国会で通過した介護保険制度の改悪の中身は、この問題を解決しないばかりか、一層の介護不安、介護問題を深刻にするものであります。

この宝達志水町におかれましては、この制度改悪の緩和がなされるような6月議会での政策的な予算を含めた予算案となることを願い、今回の暫定予算案に賛成し、討論とするものであります。

以上。

議長（松田眞計君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（松田眞計君） これより採決に入ります。

議案第1号 平成17年度宝達志水町一般会計暫定予算を採決します。

議案第1号 平成17年度宝達志水町一般会計暫定予算を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(松田眞計君) 起立多数です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長(松田眞計君) 次に、議案第2号 平成17年度宝達志水町国民健康保険特別会計暫定予算を採決します。

議案第2号 平成17年度宝達志水町国民健康保険特別会計暫定予算を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長(松田眞計君) 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長(松田眞計君) 次に、議案第3号 平成17年度宝達志水町老人保健特別会計暫定予算を採決します。

議案第3号 平成17年度宝達志水町老人保健特別会計暫定予算を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長(松田眞計君) 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(松田眞計君) 次に、議案第4号 平成17年度宝達志水町介護保険特別会計暫定予算を採決します。

議案第4号 平成17年度宝達志水町介護保険特別会計暫定予算を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長(松田眞計君) 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議長(松田眞計君) 次に、議案第5号 平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計暫定予算を採決します。

議案第5号 平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計暫定予算を原案の

とおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、議案第6号 平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計暫定予算から、議案第8号 平成17年度宝達志水町下水道事業会計暫定予算までの議案3件を一括して採決します。

議案第6号から議案第8号までの議案3件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第8号は原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、議案第9号 平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計暫定予算を採決します。

議案第9号 平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計暫定予算を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議長（松田眞計君） 次に、議案第10号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の変更について及び議案第11号 石川県農業信用基金協会の会員となることについてを採決します。

議案第10号及び議案第11号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、議案第10号 石川縣市町村職員退職手当組合理約の変更について及び議案第11号 石川県農業信用基金協会の会員となることについては原案のとおり可決されました。

## 日程の追加

議長（松田眞計君） お諮りします。ただいま議案2件が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議ないものと認めます。したがって、この際これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を書記に配付させます。

〔追加日程配付〕

## 選挙管理委員会委員及び同補充員の選任について

議長（松田眞計君） 追加日程第1 選挙管理委員会委員及び同補充員の選任については、地方自治法第97条及び第182条第1項及び第2項の規定により、これを選挙することになっております。

それでは、選挙管理委員会委員の選挙及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、選挙管理委員会委員には坂口弥八君、笹山清作君、荒川静枝君、砂山 毅君、以上4名を指名いたします。

ただいま指名をいたしました4名を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました坂



口弥八君、笹山清作君、荒川静枝君、砂山 毅君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会委員の補充員の選挙を行います。

それでは、選挙管理委員会委員の補充員には、第1順位 角井淑昭君、第2順位 久保 實君、第3順位 高崎 進君、第4順位 木村輝男君、以上4名を指名いたします。

ただいま指名をいたしました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議がありますので、起立により採決します。

ただいま指名した方を当選人とすることに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。したがって、ただいま指名いたしました第1順位 角井淑昭君、第2順位 久保 實君、第3順位 高崎 進君、第4順位 木村輝男君、以上の方が選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

農業委員会委員の推薦について

議長（松田眞計君） 次に、追加日程第2 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

農業委員会委員の推薦については、農業委員会等に関する法律第12条第1項第2号の規定により、議会推薦の農業委員会委員を推薦するものであります。

お諮りします。議会推薦の農業委員会委員については4名といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。したがって、議会推薦は4名とすることに決定いたしました。

お諮りします。農業委員会委員の推薦については、人事案件であり、質疑、討論を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

お諮りします。議会推薦の農業委員会委員に、赤池 興君、太田 隆君、中村正樹君、豊田清彦君を推薦したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長(松田眞計君) 御異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員会委員は、赤池 興君、太田 隆君、中村正樹君、豊田清彦君を推薦することに決定いたしました。

各委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長(松田眞計君) 次に、追加日程第6 各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、議会会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長(松田眞計君) 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長及び議会運営委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議・閉会

議長(松田眞計君) 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成17年第1回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時44分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 松 田 眞 計

署名議員 岡 山 好 作

署名議員 林 一 郎

平成17年第1回宝達志水町議会定例会

議 決 一 覧

議決番号	議案番号	件 名	議決月日	議決結果	提 案 者
第 1 号	議案第 1 号	平成17年度宝達志水町一般会計暫定予算	3月25日	原案可決	町長職務 執行者
第 2 号	議案第 2 号	平成17年度宝達志水町国民健康保険特別会計暫定予算	〃	〃	〃
第 3 号	議案第 3 号	平成17年度宝達志水町老人保健特別会計暫定予算	〃	〃	〃
第 4 号	議案第 4 号	平成17年度宝達志水町介護保険特別会計暫定予算	〃	〃	〃
第 5 号	議案第 5 号	平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計暫定予算	〃	〃	〃
第 6 号	議案第 6 号	平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計暫定予算	〃	〃	〃
第 7 号	議案第 7 号	平成17年度宝達志水町水道事業会計暫定予算	〃	〃	〃
第 8 号	議案第 8 号	平成17年度宝達志水町下水道事業会計暫定予算	〃	〃	〃
第 9 号	議案第 9 号	平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計暫定予算	〃	〃	〃
第 10 号	議案第10号	石川縣市町村職員退職手当組合規約の変更について	〃	〃	〃
第 11 号	議案第11号	石川県農業信用基金協会の会員となることについて	〃	〃	〃